

訪問看護事業者向けに自転車事故時の示談交渉費用を補償  
～弁護士紹介を通じて、訪問看護師の自転車事故示談交渉をサポート～

2024年2月7日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（代表取締役社長：新納 啓介、以下「あいおいニッセイ同和損保」）と公益財団法人日本訪問看護財団（理事長：田村 やよひ、以下「日本訪問看護財団」）は、日本訪問看護財団の会員である訪問看護事業者の従業員が業務中に自転車事故を起こした際に、事故のお相手との示談交渉を日本弁護士連合会の日弁連リーガル・アクセス・センター（以下「日弁連 LAC」）が紹介する弁護士に委任することができ、弁護士費用も補償する新たな保険商品を、2024年5月始期契約より提供します。

日弁連 LAC との提携による賠償責任発生時の示談交渉費用を補償する事業者向け保険商品の提供は、損保業界初となります。

## 1. 背景

訪問看護事業者では、各地にある訪問看護ステーションから利用者の自宅等を訪問して看護サービスを提供しており、渋滞回避や訪問先の保管スペース等を理由に、都市部を中心に自転車での移動が主な交通手段となっています。一方、提供するサービスの性質上、訪問先に急行しなければならないケースがあり、事故防止のための研修などの様々な対策を講じているものの、業務中の自転車事故が一定数発生しています。

そのような中、訪問看護事業者における自転車事故では、保険会社の助言のもと事業者自身が事故対応を行う必要がありますが、訪問看護ステーションの平均従業員数は8名<sup>※1</sup>と少数で運営されているため、優先的に事故対応を行うことで訪問看護サービス自体の提供余力がひっ迫するという課題がありました。

そこで今般、あいおいニッセイ同和損保と日本訪問看護財団は、事故のお相手への迅速・適切な対応および訪問看護事業者が安心して業務を行うことができるよう、自転車事故時の示談交渉負担を軽減する新たな保険商品を、会員事業者向けに提供することとしました。

※1 厚生労働省「社会保障審議会介護給付費分科会」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001123919.pdf>

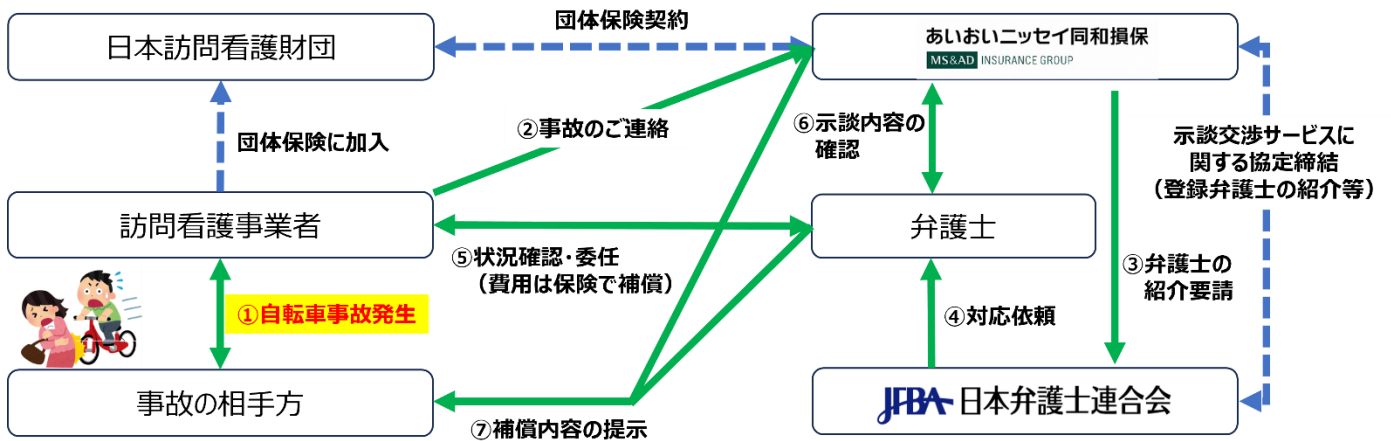
## 2. 概要

### (1) 本商品の内容

契約者／被保険者	公益財団法人日本訪問看護財団／日本訪問看護財団の会員事業者
対象商品／特約名	訪問看護ステーション賠償責任保険／自転車事故に関する特約
特約提供開始時期	2024年5月始期契約（2024年2月より募集開始）
補償内容	業務中の自転車事故で従業員に責任割合が生じ、お相手との示談交渉が必要になる際、日弁連 LAC を通じて紹介を受けた弁護士による示談交渉等に要した弁護士費用等を補償 <sup>※2</sup>
特約保険料	訪問看護ステーション1ステーションあたり、年間6,000円

※2 あいおいニッセイ同和損保に対して書面または口頭にて特約の適用依頼が必要

(2) 事故対応の全体像



3. 今後の展開

あいおいニッセイ同和損保は、自転車事故の被害に遭われた一人でも多くのお客さまが、迅速・適切な対応を受けられるようにするため、本商品を他業種や自転車事故以外の事故類型にも拡大していくことを検討していきます。

日本訪問看護財団は、「自転車事故に関する特約」の提供等、さらなる会員サービスの充実を目指し、訪問看護事業者が安心して業務を行うことができるよう、今後も取り組んでいきます。

以上